

株式会社エコスタイル 電気受給約款 新旧比較表

	旧版	改定案
電気需給約款（東北、東京、中部） 第17条 料金の支払い	旧版 1.料金は、第13条（契約種別）第2項第④号、第3項第④号および第4項第⑤号によって算定された金額を支払期日までにお客様にお支払いいただきます。 2.料金は次の場合を除き、第15条（料金の算定期間）により定めた算定期間で算定します。 ①電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ②契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合 3.第2項第①号、第②号の場合、基本料金に関しては日割計算とします。 その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに第2項第①号の場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものとします。また、第2項第②号の場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用します。 4.第2項第①号の場合の電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、第2項第②号の場合の電力量料金については、料金の変更があった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定します。 5.再生可能エネルギー発電促進賦課金については、第2項第①号の場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定します。	改定案 1.料金は、第13条（契約種別）第2項第④号、第3項第④号および第4項第⑤号によって算定された金額を支払期日までにお客様にお支払いいただきます。 2.料金は次の場合を除き、第15条（料金の算定期間）により定めた算定期間で算定します。 ①電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ②契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合 3.第2項の場合、基本料金と小型機器料金に関しては次に定める通り日割計算とします。 ①基本料金については、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。なお、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、休止日、停止日および需給契約の消滅日を除くものとします。また、第2項第②号の場合には料金の変更があった日の前日までの供給した日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用します。 ②小型機器料金については、前号に準じるものとし、前号の基本料金額を小型機器料金額と読み替えるものとします。 4.第2項第①号の場合の電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、第2項第②号の場合の電力量料金については、料金の変更があった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定します。 5.再生可能エネルギー発電促進賦課金については、第2項第①号の場合は以下に定める方法で算定します。また、第2項第②号の場合においては、対象機器数の変更があった際は変更日以後の対象機器数を適用して、第13条第2項第④項に基づき算定します。 ①従量電灯、低圧電力（動力）契約の場合、料金の算定期間の使用電力量に応じて算定します。 ②定額電灯契約の場合、再生可能エネルギー発電促進賦課金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。供給した日数の取り扱いについては、第3項第①号に準じるものとします。
電気需給約款（東北、東京、中部） 第30条 損害賠償の免責	旧版 6.前各項に定めるもののほか、エコスタイルの責となる理由によりお客様が損害を受けた場合には、お客様は、第13条（契約種別）第1項に規定する低圧電力（動力）をご契約の場合は基本料金単価に契約電力を乗じて得た金額を上限として、第13条（契約種別）第1項に規定する従量電灯をご契約の場合は管轄地域の大手電力会社（旧一般電気事業者）の基本料金を上限として、エコスタイルに損害賠償を請求できるものとします。	改定案 6.前各項に定めるもののほか、エコスタイルの責となる理由によりお客様が損害を受けた場合には、お客様は、第13条（契約種別）第1項に規定する低圧電力（動力）をご契約の場合は基本料金単価に契約電力を乗じて得た金額を上限として、第13条（契約種別）第1項に規定する従量電灯をご契約の場合は管轄地域の大手電力会社（旧一般電気事業者）の基本料金を上限として、第13条（契約種別）第1項に規定する定額電灯をご契約の場合は小型機器料金単価に契約負荷設備の契約台数を乗じて得た金額を上限としてエコスタイルに損害賠償を請求できるものとします。